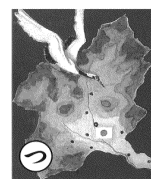




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年6月30日(火) 号外(第6号)

■ 目 次

	ページ
規 則	
○群馬県行政組織規則の一部を改正する規則(総務課)	2
病院管理規程	
○群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(総務課)	2

■ 規 則

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月三十日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第六十六号

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則

群馬県行政組織規則(昭和三十二年群馬県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表知事戦略部の部秘書課の項中「、行啓係」を削る。

附 則

この規則は、令和二年七月一日から施行する。

■ 病院管理規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年六月三十日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県病院管理規程第七号

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び三項を加える。

(感染症特定業務手当)

9 当分の間、職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第一条に規定するものをいう。)のまん延の防止のために行う業務で管理者が別に定めるものに従事したときは、条例第十二条に規定する特殊勤務手当として、感染症特定業務手当を支給する。

10 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき四千円の範囲内で管理者が定める額とする。

11 附則第九項の規定により支給する感染症特定業務手当に係る第十九条第一項及び第二項の適用については、同条第一項中「及び夜間特殊業務手当」とあるのは、「夜間特殊業務手当及び感染症特定業務手当」と、同条第二項中「及び医師緊急業務等手当」とあるのは、「医師緊急業務等手当及び感染症特定業務手当」とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の附則第九項から第十一項までの規定は、令和二年二月一日から適用する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
